

2026年度

入学説明会資料



檀原市立大成中学校

1. 入学式について

【日時】 2026年4月10日(金) 午前9時30分より

【受付】 午前8時45分～午前9時00分 (校舎南側、体育館玄関付近)

※当日、体育館前に学級編成表を掲示していますので、個別に確認し各組ごとに受付を済ませてください。

【新入生服装及び持ち物】

制服で登校・筆記用具・上靴・かばん(指定なし)

【連絡】

- ・受付の時刻に遅れないよう、お子様と一緒にご来校下さい。
- ・上履き、下足袋をご持参ください。
- ・自動車でのご来校はご遠慮下さい。

《注意》入学式当日は、自転車通学になる生徒も徒歩にて登校してください。

放課後に自転車通学生ガイダンスを行います。

【入学までに準備いただくもの】

品目	価格	品目	価格
ボタン(制服用)	1個 150円 (裏留め具 50円)	長袖ジャージ	3,900円
ナップサック	2026年度より廃止	長ズボンジャージ	3,800円
制カバン	2025年度より自由化	半袖体操服	2,250円
上靴	2,350円	ハーフパンツ	2,250円
体育館シューズ	3,000円		

※2025年度より制カバンは自由化となっています。

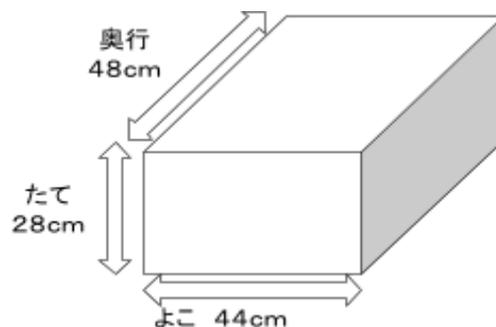
また、2026年度より青ナップサックも廃止となりました。

教科書等もロッカーに入れることも含め、入学までに準備をしてください。

[教室に設置されているロッカー]



[ロッカーのサイズ]



【物品について】

2026年度 体操服ゼッケンの色 〈 1年生:青 2年生:赤 3年生:緑 〉

※体操服のゼッケン(2枚240円)は学校引き落としで入学後のお渡しになります。

☆制服を購入できるお店

モリタスポーツ 24-1556(檀原市土橋町170-9)

キクヤ洋装店 22-2818(檀原市八木町1丁目10-5)

かわばた衣料店 27-0779(檀原市見瀬町1949)

☆体操服・物品を購入できるお店

モリタスポーツ 24-1556(檀原市土橋町170-9)

スポーツ館ハラヤ 27-9818(檀原市久米町572-2)

☆販売店・メーカーからの連絡

- ・体操服の注文は2月10日までに完了してください。
- ・制服は注文後、お渡しまで約1ヶ月半かかると聞いています。
遅くとも2月中旬には注文を完了してください。



2. 生活の諸規則

【服装について】

○新制服の場合(2025年度～)

(夏)

- ・学校指定の白のポロシャツ(半袖も可)。
- ・下は学校指定のスラックスあるいはスカートを原則とする。
ベルトは華美にならないものを使用すること。また、特殊な加工をしていないもの。

(冬)

- ・学校指定のブレザー、学校指定の白のポロシャツ(半袖も可)とする。
- ・下は学校指定のスラックスあるいはスカートを原則とする(夏に同じ)。

(アンダーシャツ)

- ・指定のポロシャツの下にTシャツを着用する場合、白、グレー、ベージュなど、ポロシャツの色をそこねないものとし、派手な色や柄、ハイネックはさける。

(ブレザーの下に着用できるもの)

- ・ブレザーの胸元、そで、すそから見えないようにすること
→セーター(Vネックであれば胸元から多少見えても可)
ベスト(Vネックであれば、多少胸元から多少見えても可)

(色の指定)

- ・ブレザーから見えないものであれば色の指定はなし
※すそが長いもの、そでが長いものは出ないように工夫をすること。
カーディガンは胸元から出ないようにする。
- ・セーター、ベストは黒、紺、グレーに限る。

(その他)

- ・靴下は、紺・黒・白・茶・グレーの無地で、柄物は禁止(ワンポイント・ラインは可)。
ストッキングを着用する場合の色は黒かベージュ。

(名札)

- ・左胸のポケットにつける。(安全ピンで装着する。)



○現行の旧制服の場合(2024年度まで)

〈男子〉

(夏)

- ・白のカッターシャツ(半袖も可)
- ・黒ズボンで標準型を原則とする。

ベルトは華美にならないものを使用すること。また、特殊な加工をしていないもの。

(冬)

- ・標準学生服
- ・黒ズボン(夏に同じ)

(その他)

- ・靴下は紺・黒・白・茶・グレーの無地で、柄物は禁止。(ワンポイント・ラインは可)。

〈女子〉

(夏)

- ・白ブラウス

(ショールカラーで襟先は角・飾りなし・ブロード地。襟の幅は前後同じもの。半袖可。)

- ・紺スカート(追いひだ ひだ数24)長さは、膝頭のあたり。
- ・ネクタイは緑色の細い丸ひも(ボウタイ)。

(冬)

- ・紺セーラー服 白線入り

(白線は、太さ4mmのもの2本でカフス・襟・ポケット・フロントにつける)。

- ・ネクタイは緑のパータイで蝶結び。

(その他)

- ・靴下は、紺・黒・白・茶・グレーの無地で、柄物は禁止(ワンポイント・ラインは可)。
ストッキングの色は黒かベージュ。

(アンダーシャツ)

- ・制服のなかに着るトレーナーやTシャツ等は、派手な色や柄はさける。
- ・特に、夏服の下に着るアンダーシャツは、白、グレー、ベージュなどのYシャツの色をそこねないものとし、派手な色や柄、ハイネックはさける。

(衣替え)

- ・その時期の気候や自分の健康状態を判断して、各自で衣替えをおこなう。

(名札)左胸ポケットにつける。(安全ピンで装着する。)



(防寒着) ※全学年共通

- ・防寒着は着用してよいが派手な色や柄はさける。ただし、防寒着は登下校時のみ着用。
- ・手袋、マフラーは登下校時のみ使用可能。

(その他)

- ・学校内は制服を原則とするが、場合により指定のジャージでもよい。
- ・登下校時の服装は、制服とする。
- ・休日等の部活動については、体操服や部のユニフォームで登下校してもよい。
- ・病気やその他の理由により、やむを得ず異装しなければならないときは、保護者から担任に届け出て許可を受ける。

(頭髪について)

- ・パーマ、染色、脱色、奇抜な髪型は禁止する。
- 後ろ髪は、生活に支障をきたす場合はくくすること。

【持ち物について】

〈通学カバン〉

- ・2025年度より自由化となっています。

〈ナップサック〉

- ・2026年度から廃止となります。各自で準備してください。

〈履き物について〉

- ・通学靴: 運動に適したもので、体育と兼用できるもの。
- ・上靴: 学校指定のもの。
- ・体育館シューズ: 学校指定のもの。
- ※上靴と体育館シューズには必ず記名をしてください。
- 入れ替わるトラブルが多発しています。

〈その他〉

- ・ピアス、腕輪、ネックレスなど装飾品となるものは禁止する。化粧は禁止。

3. 自転車通学について(通学路図参照)

(1) 1.2km以遠を原則として、以下の区域を自転車通学許可区域とする。

許可地区: 北は近鉄線より北側

西は旧国道24号線のバイパス道路より西側

東は旧国道24号線より東側

南は旧国道165号線のバイパスより南側(寺田町は含む)

(2) 自転車はスタンダード型で、ベル・鍵・ライト・反射ばんを、必ず付け備えること。 ハンドル
については、ドロップハンドル・カマキリハンドルは禁止する。

(3) 自転車通学を希望するものは、毎年4月に「許可願」を提出すること。

・学校指定の鑑札を自転車後部に付けること。

※入学式後のガイダンスで配布します。鑑札代の100円は後日徴収します。

・ヘルメットを正しく着用し、決められた通学路を必ず通ること。

・雨天時は、カッパなどを使用し、傘を使用しないこと。

※令和2年度4月より自転車保険加入が義務化になりました。

自転車賠償責任保険に加入されますようお願いいたします。

(4) 規則違反をした場合は、危険防止のため、自転車通学の取り消しや、
自転車通学を一定期間停止する場合がある。

(5) ヘルメットについて

・入学式後のガイダンスでもお伝えしますが、学校で購入してもらったもの
ご家庭で準備していただいたもの、どちらでも構いません。

・どのヘルメットでも通学用とわかるシールを貼ってもらいます。

4. 諸費納入について (7ページ参照)

・諸会費・給食費・各種教材費等は銀行振込みとします。

・振込納入金額は、学校より連絡します。

学校諸費用の口座振替制度について

本校の諸費用の集金は、南都銀行の学費等口座振替制度を利用しています。
下記の事項をよくお読みいただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

記

1. 令和8年度 1ヶ月あたりの金額(予定)

- 給食費(1人あたり) 未定
- PTA会費(大成中学校在籍生徒1人目) 300円(変更の可能性があります)
(大成中に兄弟姉妹が在籍の場合、2人目100円、3人目以降0円)
- 体育文化後援会費(1人目あたり) 300円
- 教材費、校外学習代などは、その都度プリントでお知らせします。

2. 口座振替について

- 15日が振替日です。(15日が休日の場合、休日前の営業日になります)
- 振替できない場合は、現金で持参していただく事になりますので、振替日の前日までに残高を確認ください。
- 南都銀行のシステム上、振替は5月より開始します。

・振替日の予定

振替日		集金月	給食費	PTA会費	体育文化後援会費	教材費
5/15	金	4・5月分	未定	600	600	コドモンで お知らせ
6/15	月	6・7月分		600	600	
9/15	火	8・9月分		600	600	
10/15	木	10月分		300	300	
11/13	金	11・12月分		600	600	
1/15	金	1月分		300	300	
2/15	月	2・3月分		600	600	
年間					3,600	

※4・7・8・12・3月は、振替を行いません。

※修学旅行積立は、旅行業者の積立プランを利用しています。

1年生の2学期ごろに、手続きなどについて連絡します。

※3年生は、一定の期間進路対策費を振り替えます。

南都銀行の畷傍、樫原、耳成支店以外の支店口座を利用される方は、学校から振込が発生した場合、振込手数料がかかりますので、お知りおきください。

5. 部活動について

(1) 2025年度実施している部活動

【男女】野球、ソフトテニス、陸上、弓道、剣道、卓球、バスケットボール
吹奏楽、PC&ハンドメイキング
【女子のみ】バレーボール

(2) 入退部については、必ず保護者と連名で届け出る。

入部は、体験入部期間が終了するまでに入部届けを顧問と担任に提出する。
また、退部する際は顧問と話した上で退部届けを提出する。

※部活動の入部については、入学後に予定されている部活動説明会の後、
体験入部や見学をした上で入部手続きをします。それまでに申し込んだり
用具を買ったりしないでください。

(3) 練習時間は、部によって異なりますが、最終下校時刻は下記の通りです。

4月	18:00	8月	17:00	12月	17:00
5月	18:00	9月	18:00	1月	17:15
6月	18:00	10月	17:30	2月	17:30
7月	18:00	11月	17:00	3月	18:00

※定期テスト1週間前から、テスト終了までの練習は中止する。

6. その他

- ・普段の登校時間については、8時25分までに教室に入ることになっています。
尚、遅刻や欠席の連絡はできるだけ8時20分までに、保護者の方が学校へ連絡を
してください。2022年度より、コドモンを使用しています。
- ・各教科のノートや教材、その他学校で必要なものについては、入学後、学級活動や
各授業で指導しますので、早急に用意されないようお願いします。
- ・何かございましたら、ご遠慮なく中学校へご相談ください。
(大成中学校 ☎22-6391)

奈良県全域・奈良県北部・奈良県北西部・奈良県橿原市に大雨・洪水・暴風雨等の警報が発令された場合の処置について

1. 警報発令方法の変更について

- ・奈良県は「北西部・北東部・五條・北部吉野・南西部・南東部」の5つの地域ごとに発表していたのを各市町村単位ごとに発表するようになりました。

例「 橿原市に対して大雨警報を発令 」

- ・ただし、テレビやラジオによる放送では、これまで通り市町村をまとめた地域の名称を用いてお知らせする場合があります。

橿原市は従来通り、「奈良県北部・奈良県北西部」になります。

2. 午前7時現在ならびに登校時に警報が発令されている場合

- ・生徒は自宅待機とし、テレビ・ラジオの情報に注意してください。

3. 午前9時までに警報が解除された場合

- ・10時30分までに登校し、3限目からの授業を行います。給食も実施します。
- ・もし危険な状況があった場合は、学校に連絡してください。

4. 午前9時までに警報が解除されない場合

- ・家庭学習(臨時休校)とします。

5. 警報が在学中に発令された時は、生徒の安全に配慮し、学校で慎重に対応します。

6. 電話回線の混乱が予想されますので、学校への問い合わせは控えてください。

7. その他

- ・テレビ等による警報の発令、解除の速報には十分気をつけてください。
- ・家庭学習中は、ご家庭でのご指導よろしくお願い致します。
- ・橿原市は「奈良県北部・奈良県北西部」に位置しています。
- ・緊急時の連絡については、ホームページでも確認できます。

スマートフォン・携帯電話等について

現在、大成中学校ではスマートフォンや携帯電話の持ち込みを禁止しています。

中学校進学を機に購入を考慮しておられるご家庭も多いと思いますが、スマホ・携帯のSNSでのトラブルが年々増加しています。正しく使えば便利なものですが、個人情報の扱い方、有害サイトへのアクセスなど危険はいっぱいです。お子様とのルールをつくり、危険から大切な家族を守りましょう。次に紹介するのは、NTTドコモのホームページに掲載されている心構えです。参考にしていただけましたら幸いです。

【第1条】ケータイを持つことは、他者の大切な情報とネット世界への様々な入り口を持つことだと理解し、自分と他者をトラブルに招かないよう使い方を充分気をつける。

【第2条】ネット世界にはトラブルにつながる危険な情報や罠が仕掛けられていることもあると理解し、安全に利用するための方法も積極的に学ぶ。

【第3条】サイト利用を通じて誰かと知り合いになったら、そのことを保護者とも共有し、自分や他人を特定できる情報を教えたり、また現実世界では会うなどはしない。

【第4条】利用した記憶のない請求が届く、また知らない人から通話着信がある、不快や不安な気持ちになるメールを受け取るなど、困ったことや不安なことがあれば、すぐに保護者へ相談する。

【第5条】ケータイの利用は、つい夢中になって時間を費やしてしまうこともあると理解し、生活習慣を崩さないよう、保護者と決めた利用時間を守る。

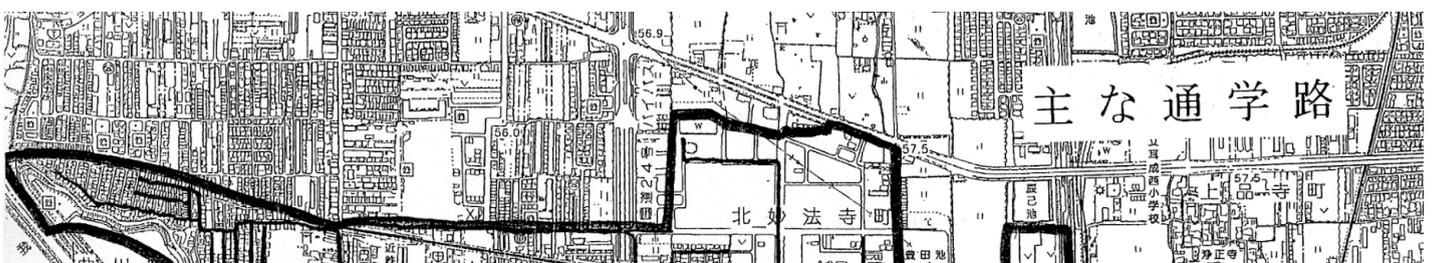
【第6条】メールや通話、またサイト閲覧やおサイフ機能など、ケータイ利用にかかる費用は保護者と決めた範囲におさめる。

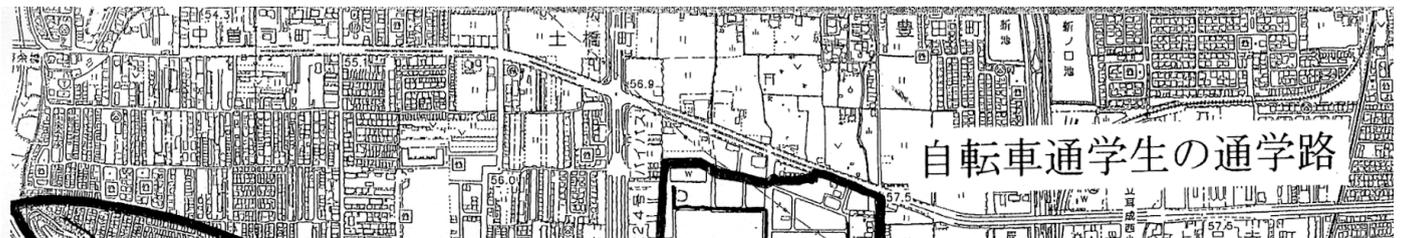
【第7条】メールは少ない文字量で意思を伝えあうため、対面のコミュニケーション以上に相手を不快にさせたり誤解を与える表現をしないよう、充分に気をつける。

【第8条】メールやサイト閲覧を通して発信した情報は文字として記録に残ること、サイトでは多くの他の人も閲覧すること等を理解し、他人が誹謗中傷だと感じるような内容を書かないように、充分気をつける。

【第9条】外出先など公共の場で利用するときは、周囲の人に不快感を与えず、迷惑にならないよう、また自分に危険がおよばないように充分気を配る。

【第10条】家庭で作ったケータイ利用のルールと選んだ設定は、ルールを見直す時まで必ず守り、もし守れない場合はケータイの利用をやめる覚悟を持つ。





自転車通学生の通学路